

# 兵庫県公報

令和6年3月26日 火曜日 第501号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（県民躍動課）	2
○家畜の検査の実施（畜産課）	2
○同 上（同）	4
○家畜の予防注射の実施（同）	5
○保安林の指定予定（治山課）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	7
○くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	7
○知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	8
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○同 上（同）	15
○同 上（同）	15
○同 上（同）	16
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	17
○同 上（同）	17
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	18
○同 上（同）	18
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	18
○土砂災害特別警戒区域の指定（同）	19
○平成30年兵庫県告示第1095号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	21
○同 上（同）	22
○同 上（同）	22
○同 上（同）	22
○同 上（同）	22
○同 上（同）	23
○同 上（同）	23
○同 上（同）	23
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（同）	25

○ 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧（住宅政策課）	25
○ 同上（同）	25
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	26
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	26
○ 同上（同）	27
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	28
○ 同上（同）	28
○ 落札者等の公示（物品管理課）	29
<b>兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示</b>	
○ 昭和39年瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号（兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会規程）の一部改正	29
<b>兵庫県内水面漁場管理委員会告示</b>	
○ 令和6年度増殖基準数量	30

**告 示**

**兵庫県告示第248号**

平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、令和6年3月26日から施行する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (12)中の「消費者の健康」を「消費者又はその親族の健康」に改める。
- 2 (10)の次に次のように加える。
  - (ii)（免責の範囲が不明確な条項を定める契約）  
事業者の債務不履行又は債務履行に伴う不法行為により生じた損害賠償責任について、事業者の軽過失による行為にのみ適用されることが明確に記載されていない免責条項を定めた契約を締結させること。
- 4 (3)中の「書面」の右に「又は電磁的記録」を加える。



**兵庫県告示第249号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予防のため、家畜及びその死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
  - (1) 実施の目的  
牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
「兵庫県牛のヨーネ病防疫対策実施要領」第8による。ただし、次に掲げる牛を除く。  
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めた牛  
イ 共進会の出品候補牛のうち、「兵庫県乳用牛共進会衛生対策指針」が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有する牛
  - (4) 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (5) 検査の方法  
ア 予備的抗体検出法  
イ リアルタイムPCR法  
ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 2 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

### (1) 実施の目的

牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため

### (2) 実施する区域

県内全域

### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

### (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 3 牛の伝達性海綿状脳症検査

### (1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の清浄性を確認するため

### (2) 実施する区域

県内全域

### (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

「牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針」第3の1(1)による。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

### (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (5) 検査の方法

ア エライザ法

イ ウェスタンブロット法

ウ 疫学的検査

## 4 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査

### (1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

### (2) 実施する区域

県内全域

### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動する蜜蜂

### (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査

## 兵庫県告示第250号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 牛のブルセラ症検査

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ症の清浄性を維持するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（令和5年度までに検査が実施された牛を除く。）

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ エライザ法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ 細菌検査

## 2 牛の結核検査

## (1) 実施の目的

牛の結核の清浄性を維持するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（令和5年度までに検査が実施された牛を除く。）

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

## 3 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

## (1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

## (4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- (5) 検査の方法
  - ア エライザ法
  - イ ウイルス分離検査
  - ウ 寒天ゲル内沈降反応検査
  - エ その他必要な検査
- 4 豚等の豚熱検査
  - (1) 実施の目的
 

豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認するため
  - (2) 実施する区域
 

県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 

飼養している豚及びいのししのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びいのしし
  - (4) 実施の期日
 

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア エライザ法
    - イ その他必要な検査
- 5 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査
  - (1) 実施の目的
 

次の家畜の監視伝染病の流行を予察するため

    - ア アカバネ病
    - イ チュウザン病
    - ウ アイノウイルス感染症
  - (2) 実施する区域
 

県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）
  - (4) 実施の期日
 

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (5) 検査の方法
 

マイクロプレート法による中和試験



**兵庫県告示第251号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 牛の炭疽
  - (1) 実施の目的
 

牛の炭疽の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域
 

県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛のうち、家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
  - (4) 実施の期日
 

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (5) 注射の方法
 

炭疽予防液の皮下注射
- 2 豚等の豚熱
  - (1) 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。）

(4) 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 注射の方法

豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射



**兵庫県告示第252号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町宇日字大ベライ268の8、字森上284、284の1、284の2、字ウイ谷337、337の1、337の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第253号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町森本字ユリ682、683、686から716まで、718から721まで、1170、1175の1、1178、1179、1179の1、1180、1181の1、1181の2、1182から1184まで、1184の2、1184の3、1185から1187まで、1189、1189の1、1190から1192まで、1192の1、1193から1195まで、1216、1216の1、1218、1220から1222まで、1222の1、1224から1228まで、1235

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ユリ682、683、686から716まで、718から721まで、1170、1175の1、1178、1179、1179の1、1180、1181の1、1181の2、1182から1184まで、1184の2、1184の3、1185から1187まで、1189、1189の1、1190から1192まで、1192の1、1193から1195まで、1216、1216の1、1218、1220から1222まで、1222の1、1224から1228まで、1235

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第254号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字タカン谷8、字境尾谷20、21、26、字コウトウ口80、字ニツヤ175、179の4
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第255号**

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準



**兵庫県告示第256号**

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 第1 くろまぐろ(小型魚)
  - 1 都道府県別漁獲可能量  
5.6トン
  - 2 知事管理漁獲可能量  
法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	4.7トン
兵庫県日本海定置漁業	0.8トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

9.3トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.0トン
兵庫県その他漁業	2.6トン



兵庫県告示第257号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の2及 び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
釜口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の5	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の2及 び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の5	周年				



(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、3から14まで
釜口	別記3の2から14まで

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 7 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 11 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。

- 13 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 14 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第258号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置  
瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
淡路市東浦	いわし・いかなご船びき網漁業	洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	別記1	10トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年3月26日から同年4月26日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時まででは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内ではなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



**兵庫県告示第259号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
 令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸	さより 船びき網漁業	別記1	9月1日から 翌年5月31日まで	別記2	10トン 未満	2隻	別記3

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記4に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第260号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西二見	あじ五智網漁業	別記の1	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
育波	あじ五智網漁業	別記の2	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	3隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月30日から同年5月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

兵庫県告示第261号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	棒受網漁業	別記	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。

別記 操業区域

共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次の1及び2を結んだ線以北の区域。

- 1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）
- 2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）

兵庫県告示第262号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	小型棒受網漁業	別記	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	21隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。

別記 操業区域

共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次の1及び2を結んだ線以北の区域。

- 1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）
- 2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）

兵庫県告示第263号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営 む者の資 格
津名	建網漁業	淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

兵庫県告示第264号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営 む者の資 格
五色町 A	ひら流網 漁業	別記	9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注) 「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。
- イ 午前0時から午後5時までは操業してはならない。
- ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- エ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面並びに共同漁業権の区域を除く。

- ア 姫路市上島
- イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



兵庫県告示第265号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
東浦	あかした 刺し網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸 和田市木材港北端を結 んだ線から、洲本市三 ツ川河口と大阪府泉南 郡岬町深日港北端を結 んだ線に至る兵庫県海 面。ただし、共同漁業権 の区域を除く。	6月15日から 8月15日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。



兵庫県告示第266号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は

起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
高砂市	ひき縄漁業	播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年3月26日から同年4月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第267号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	かさご・めばるかご漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし



(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年3月26日から令和6年4月26日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。
  - イ かご数は50個以内でなければならない。



兵庫県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第21号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.3.211号塚口長尾線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第22号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.8号呉服橋本通り線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	丹波篠山市西古佐字イミノ木ノ坪424番2 から	旧	8.0から 33.0まで	180.0	
	同 市住吉台1番1まで	新	9.0から 47.0まで	180.0	

兵庫県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月26日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇篠山線	丹波篠山市味間南字北山3番10から 同 市西古佐字イミノ木ノ坪447番ま で	旧	8.0から 31.0まで	248.0	
	丹波篠山市味間南字北山3番8から 同 市西古佐字イミノ木ノ坪447番ま で	新	9.0から 44.0まで	272.0	

兵庫県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第273号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第274号**

平成30年兵庫県告示第1095号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

河内1Ⅱ(128040122)の項中別図113を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第275号**

平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

吉島DII（112020177）の項中別図51を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第276号**

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

真盛(2)I（139010120）の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第277号**

平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥野(2)I（110010100）の項中別図5を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第278号**

平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

佐野(2)I（110010227）の項中別図93を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第279号**

令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

桃島(1)(1)I（110020011）の項中別図30を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第280号**

平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

北御油(3)I（124020065）の項中別図54を次の図面のとおり改める。

北御油(1)I（124020066）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

に供する。)



**兵庫県告示第281号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第94号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柏原東谷 I (230000030)	川辺郡猪名川町柏原（別図90のとおり）	土石流	別図90のとおり



**兵庫県告示第282号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第926号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大門川 I (214020027)	西脇市黒田庄町津万井（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり



**兵庫県告示第283号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
籠谷 I (214010022)	西脇市落方町（別図23のとおり）	土石流	別図23のとおり



**兵庫県告示第284号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の

規定により、平成28年兵庫県告示第929号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三谷川Ⅰ (231030054)	多可郡多可町八千代区大和 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
太郎太夫川Ⅱ (231030068)	多可郡多可町八千代区大和 (別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり



**兵庫県告示第285号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第365号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
夢前西Ⅱ (202010082)	姫路市広畑区西蒲田（別図87のとおり）	土石流	別図87のとおり



**兵庫県告示第286号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第600号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大石原川Ⅰ (202050048)	姫路市安富町植木野（別図113のとおり）	土石流	別図113のとおり



**兵庫県告示第287号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1129号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉島(2) I (112020173)	たつの市新宮町吉島 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
吉島CII (112020176)	たつの市新宮町吉島 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり



**兵庫県告示第288号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青木 I (239030018)	佐用郡佐用町西下野 (別図252のとおり)	土石流	別図252のとおり



**兵庫県告示第289号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上陰東谷 I (210010023)	豊岡市上陰 (別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
大谷 II (210010152)	豊岡市上ノ町 (別図112のとおり)	土石流	別図112のとおり



**兵庫県告示第290号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第739号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市谷第三 (210010190)	豊岡市市谷（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり



**兵庫県告示第291号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第378号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒石谷 I (222040020)	丹波篠山市今田町黒石（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり



**兵庫県告示第292号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第178号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
国領(2) I (124040073)	丹波市春日町国領（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり



**兵庫県告示第293号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第110号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦



名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
文室谷 I (224030068)	丹波市青垣町文室 (別図167のとおり)	土石流	別図167のとおり



**兵庫県告示第294号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第388号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和田(2) I (124050007)	丹波市山南町和田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり



**兵庫県告示第295号**

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称  
猪名川町大島地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域  
川辺郡猪名川町清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑、柏原及び旭ヶ丘の全部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 4 縦覧期間  
令和6年3月26日から同年4月9日まで



**兵庫県告示第296号**

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称  
福崎町全域地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域  
福崎町全域
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び福崎町まちづくり課
- 4 縦覧期間  
令和6年3月26日から同年4月9日まで



兵庫県告示第297号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和6年3月26日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

- 1 重要調整池の所在地  
明石市松が丘5丁目2番
- 2 重要調整池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
明石市	明石市中崎1丁目5番1号	丸谷聡子

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ東加古川  
所在地 加古川市平岡町西谷字北側77-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 岩山利久
- 3 変更事項  
(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変更前  
名称 住所 代表者の氏名  
生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 浅田克己

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅田克己

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久

4 変更年月日

令和3年6月16日

5 届出年月日

令和6年2月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年7月26日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン三田対中店

所在地 三田市対中町1397番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	足田直太郎

3 変更事項

- (1) 駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- (2) 廃棄物等の保管施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

4 変更年月日

令和6年11月2日

5 届出年月日

令和6年3月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年7月26日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Corowa甲子園

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 法第8条第1項の規定により西宮市から述べられた意見の概要

- (1) 屋外広告物を掲出する場合は、事前に協議を行われたい。
- (2) 道路上に看板（のぼり旗等）を設置しないようにされたい。
- (3) 搬出入車両の走行や荷さばき作業に伴う騒音については、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、周辺の地域の生活環境の保持に十分配慮されたい。
- (4) 必要に応じて誘導員を配置する等、来店車両の円滑な場内誘導に配慮されたい。
- (5) 搬出入車両を含め、アイドリングの防止を看板等で啓発されたい。
- (6) 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の交通環境の確保に十分配慮されたい。
- (7) 計画台数以上に自転車駐車場の需要が発生した場合は、必要な自転車駐車場を整備されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月26日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ西宮山口店

所在地 西宮市山口町下山口五丁目114番ほか

2 法第8条第1項の規定により西宮市から述べられた意見の概要

- (1) 事業系の古紙類は可能な限り再資源化するよう努められたい。
- (2) 地域の生活環境の保持のため、廃棄物等の処理等に関連する法令等を遵守するとともに、環境負荷の低減に努められたい。
- (3) 搬出入車両の走行や荷さばき作業に伴う騒音については、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、周辺の地域の生活環境の保持に十分配慮されたい。

- (4) 必要に応じて誘導員を配置する等、来店車両の円滑な場内誘導に配慮されたい。
- (5) 搬出入車両を含め、アイドリングの防止を看板等で啓発されたい。
- (6) 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の交通環境の確保に十分配慮されたい。
- (7) 計画台数以上に自転車駐車場の需要が発生した場合は、必要な自転車駐車場を整備されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月26日から1月間



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月26日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

令和6年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年3月7日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価（税抜）

B4 2,490円

A3 2,028円

A4 1,710円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年1月26日

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示**

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号**

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会規程（昭和39年瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

第4条第4項中「主査及び主任」を「次長、局長補佐、主査、主任、副主任及び主事」に改める。

第5条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「書記及びその他の職員」を「副主任、主事及びその他の職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 次長は、事務局長の職務を補助する。

3 局長補佐は事務局長又は次長の命を受け、担当事務を管理し、又は処理する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

兵庫県内水面漁場管理委員会告示

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第2号

令和6年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり示す。

令和6年3月26日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 近藤敬三

増殖の基準数量

令和6年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種苗放流												
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご (注)	やまめ	さくらます	いわな	わかさぎ	もろこ	もくずがに	すっぽん
1	猪名川	40kg			5kg	2,000尾	100尾 又は 800粒				60万粒		100尾	30尾
2	武庫川	100kg		500尾	8kg	200尾								
3	羽束川	20kg			1kg	900尾	500尾 又は 4,000粒			500尾				
4	加古川	550kg		1,000尾	85kg	1,000尾	2,750尾 又は 22,000粒				150万粒	500尾	1,000尾	
5	市川	280kg		600尾	8kg	500尾	1,000尾 又は 8,000粒			200尾				
6	夢前川	40kg												
7	揖保川	1,100kg		800尾	20kg	1,500尾	7,500尾 又は 60,000粒			1,000尾	100万粒		1,000尾	100尾
8	千種川	770kg		600尾	8kg		500尾 又は 4,000粒				50万粒		500尾	
10	円山川	300kg		1,000尾	8kg	200尾	やまめに含む	2,000尾 又は 16,000粒	やまめに含む				200尾	
11	竹野川	35kg		300尾	5kg	250尾	やまめに含む	300尾 又は 2,400粒					250尾	
12	矢田川	330kg		600尾	8kg	500尾		500尾 又は 4,000粒	やまめに含む	500尾			500尾	
13	岸田川	40kg		100尾	5kg			1,500尾 又は 12,000粒	やまめに含む	500尾			500尾	

(注) さつきますを含む。

免許番号	河川名	産卵場造成						
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ふな (箇所)
1	猪名川	1					1	1
2	武庫川							
3	羽束川							
4	加古川	3	2					
5	市川							
6	夢前川	1						
7	揖保川	1	1	1	1	1	1	
8	千種川	1	1		1	1	1	
10	円山川							
11	竹野川	1	1					
12	矢田川							
13	岸田川	1	1					